

平成十九年六月十九日提出
質問第四〇五号

在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画「潮の舞」の消失に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画「潮の舞」の消失に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六六第二五〇号）を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」において、二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた!？」との見出しで特集記事を報じている中で、在ウズベキスタン大使館に配置されていた、土井宏太郎氏が作者の日本画「潮の舞」（以下、「潮の舞」という。）について、政府は「御指摘の『潮の舞』については、外務省として、現在、その所在を調査するとともに、ウズベキスタン当局に対しても捜査を依頼しているところであり、廃棄はなされていない。」と答弁しているが、「潮の舞」の所在が不明になり、ウズベキスタン当局に対しても捜査を依頼するに至った経緯について詳細かつ明確に説明されたい。

二 日本の在外公館に配置されている美術品の中で、過去に「潮の舞」のように所在が不明になったものがあるか。あるのならばその全ての美術品を挙げ、所在が不明になった経緯とその美術品を管理する責任者であった者の官職氏名及び当該責任者に対してどのような処置がとられたか説明されたい。

右質問する。